![MC900199368[1]]()令和４年度

高齢者肺炎球菌予防接種費用助成について

高齢者肺炎球菌予防接種の助成対象となりますので、ご案内いたします。

　令和元年以降の助成対象者は６５歳の方のみになる予定でしたが、厚生労働省において定期接種の対象者の拡大を継続することが決定したため、引き続き７０歳以上の方も、これまでに一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方は、助成を受けられるようになりました。接種をご検討ください。

**【対象者】**

対象者①または対象者②に該当する七宗町民で、予防接種を希望する方。ただし、**過去に２３価肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある方は対象外**となります。

〈対象者①〉

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 生年月日 |
| ６５歳となる方 | 昭和３２年４月２日生 ～ 昭和３３年４月１日生 |
| ７０歳となる方 | 昭和２７年４月２日生 ～ 昭和２８年４月１日生 |
| ７５歳となる方 | 昭和２２年４月２日生 ～ 昭和２３年４月１日生 |
| ８０歳となる方 | 昭和１７年４月２日生 ～ 昭和１８年４月１日生 |
| ８５歳となる方 | 昭和１２年４月２日生 ～ 昭和１３年４月１日生 |
| ９０歳となる方 | 昭和　７年４月２日生 ～ 昭和　８年４月１日生 |
| ９５歳となる方 | 昭和　２年４月２日生 ～ 昭和　３年４月１日生 |
| １００歳となる方 | 大正１１年４月２日生 ～ 大正１２年４月１日生 |

・令和元年度から令和５年度までの間に、６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、

８５歳、９０歳、９５歳、１００歳となる方が対象となります。

〈対象者②〉

・６０歳以上６５ 歳未満（昭和３３年４月２日生～昭和３８年４月１日生）の方で、

心臓・腎臓・呼吸機能・免疫機能障害により身体障害者手帳１級程度の障害がある方。

※ 該当すると思われる方は、事前に健康福祉課健康係（生きがい健康センター内）に　ご連絡ください。

**【接種期間】**

　令和４年５月２日（月）～令和５年３月３１日（金）

**【自己負担金】**

　３，０００円（ 医療機関でお支払いください。）

**【接種場所】**

　美濃加茂市・加茂郡内の委託医療機関 （別紙）

・やむをえない事情により委託医療機関以外での接種を希望する方は、事前に健康福祉課健康係にご連絡ください。

**【接種回数】**

　１回

**【接種方法】**

１．医療機関に電話予約する

２．予診票に必要事項を記入する

３．接種当日

① 医療機関で予防接種を受けます。

　　〔持ち物〕予診票・自己負担金・保険証など身分、年齢が確認できるもの

* 予防接種について理解･納得された上で自署欄を記入してください。

② 接種後３０分は医療機関で体調の変化がないか様子を見るか、医師とすぐに連絡が取れるようにします。

③ 接種済証を受け取ります。

予診票を忘れた場合、接種ができないことがあります。また、予診票には自署欄があります。何ら

かの理由で自署ができない場合は、代理記載ができる親族などが同行してください。

**【その他】**

・本予防接種は接種を受ける法律上の義務はありません。希望する方のみ接種を受けてください。

・本予防接種を定期予防接種（助成が受けられる予防接種）として接種できる機会は１回です。また、接種期間以外での接種は任意接種となり、町の助成を受けることはできません。

・過去５年以内に２３価肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方が再度接種された場合、注射部位の疼痛・紅斑・硬結等の副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するとの報告がありますので、接種歴を必ず確認してください。（同封のQ&AのQ9参照）なお、本制度は５年以上前の既接種者も対象となりません。

**【施設等に入所中の方が接種を希望される場合】**

　・美濃加茂市･加茂郡の施設等に入所中の方は、入所中の施設内で高齢者肺炎球菌の予防接種を受けることが出来る場合があります。まずは施設職員にご相談ください。

　・上記以外（美濃加茂市や加茂郡以外）の施設等に入所中の方や助成を希望する方は、健康福祉課健康係までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

七宗町役場健康福祉課健康係

（生きがい健康センター）

電話　(0574)48-1112

　　　内線382

**【問い合わせ先】**

七宗町役場住民課健康係

（生きがい健康センター）

電話　(0574)48-2046

主任平田裕子　担当田口久美子

**【問い合わせ先】**

七宗町役場住民課健康係

（生きがい健康センター）

電話　(0574)48-2046

主任平田裕子　担当田口久美子

予防接種を受ける前の一般的注意　 **～ 必ずお読みください ～**

|  |  |
| --- | --- |
| **１** | 高齢者肺炎球菌予防接種は、自らの意思で接種を希望される方のみに実施します。この文書をよく読み、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。 |
| **２** | **予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。**（個人情報の保護）予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、七宗町が行う高齢者肺炎球菌予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはありません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。 |
| **３** | **予防接種を受けることが出来ない方**1. 接種当日、明らかに発熱のある方。（一般的に体温が３７．５℃以上の発熱）
2. 重篤な急性疾患にかかっている方

（注意）急性の病気で薬を飲む必要のあるような方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるのでその日は見合わせることが原則です。1. その他、医師が不適当な状態と判断した場合
 |
| **４** | **予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談することが必要な方**1. 日常生活が極度に制限される程度の心臓、じん臓、又は呼吸器の機能障害を有する方。
2. ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。
3. 治療中・経過観察中の病気（慢性疾患等）がある方で『病気の治療を受けている主治医』と『予防接種を受ける医療機関の医師』が異なる場合は、接種に出かける前に、病気の治療を受けている主治医に「高齢者肺炎球菌予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。
 |
| **５** | **接種間隔について**1. **新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔**

例１　高齢者肺炎球菌ワクチン　　　　　例２　新型コロナウイルスワクチン①　　　　　　　　　２週間以上あける　　　　　　　　　　　３週間以上あける新型コロナウイルスワクチン①　　　　　新型コロナウイルスワクチン②　　　　　　　　　３週間以上あける　　　　　　　　　　　２週間以上あける　　　　　新型コロナウイルスワクチン②　　　　　高齢者肺炎球菌ワクチン　※新型コロナウイルスワクチン1回目と２回目の間に高齢者肺炎球菌ワクチンなど他のワクチンを接種しないでください。　　1. インフルエンザワクチンとの接種間隔

特に間隔はありません。接種医療機関で確認してください。　二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。新型コロナウイルスワクチンとの同時接種はできません。1. 最近、ウイルス性疾患等に罹患した場合は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必

要な場合もあります。(注意) ①②③について、自分が当てはまると思う方は事前に医療機関又は生きがい健康センターへお問い合わせください。 |
| **６** | **予防接種を受けた後の一般的な注意事項**①　予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に接種直後30分以内は、急な副反応が起きることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。② 原則として肺炎球菌ワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。③　接種当日は普段通りの生活をしても構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。1. 高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。
 |
| **７** | **予防接種の副反応**同封のQ&AのQ9をご覧ください。**予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐（おうと）を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。** |
| **８** | **予防接種による健康被害救済制度**① 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。② 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。③ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に支給を受けることができます。④ 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね２分の１（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師又は健康福祉課健康係へご相談ください。 |
| **９** | 気にかかることや不明な点があれば、予防接種を受ける前に医師や健康福祉課健康係（生きがい健康センター）にご相談ください。 |